

奈良県広域消防組合消防本部公民連携事業募集要項

1 目的

奈良県広域消防組合消防本部は、民間事業者の皆さまの知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを取り入れて、地域貢献を目指す民間事業者の皆さまと連携した事業の推進を行うことで、より質の高い消防行政サービスの向上につなげることを目的としています。

2 対象事業者

- ・法人その他の団体
- ・事業を営む個人

3 対象事業

住民の安心・安全につながる消防の事業全般

4 手続きの流れ

(1) 事業の提案

ご提案いただける事業について、当消防本部あてに様式1の「公民連携提案シート」を作成し、メールにてご連絡ください。メール確認後、当消防本部から確認のご連絡をさせていただきます。

(2) 連携の調整

当消防本部にて事業の連携にかかる調整をした後、連携の可否についてご連絡させていただきます。なお、調整にあたり、当消防本部から別途ご提案者にお問い合わせなどをさせていただく場合があります。

(3) 協定の締結

事業の連携が可能となった場合、当消防本部の担当部署と事業の詳細を調整のうえ、連携分野の幅広さや取組みの内容によって、包括連携協定書や事業連携協定書を締結する場合があります。なお、協定書など書面の形式や締結の内容は、ご提案者と十分に調整したうえで決定させていただきます。

(4) 事業の公表

事業が実施された後、公民連携を広くPRするため、奈良県広域消防組合ホームページなどで事業者名と事業内容を公表させていただきます。なお、ご提案者と調整のうえ公表いたしますが、公表を望まれない場合はご相談ください。

5 留意点

ご提案にあたっては、下記の事項を必ずご確認ください。

※留意点は一般的なものです。案件によって不都合な点がある場合は、検討いたしますのでご相談ください。

(1) 個人（個人で事業を営む方を除く）からのご提案は受付できません。

(2) ご提案者（提案に関係する者を含む）・ご提案内容が次に該当する場合は、ご提案を受け付けません。

- ・法令や公序良俗に反する場合
- ・奈良県広域消防組合の条例や規程などに反する場合
- ・反社会的勢力に関連性がある場合
- ・公共性に問題があるなど、当消防本部が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合

- (3) ご提案の事業の連携に関する調整には、非常に時間がかかる場合があります。
- (4) ご提案の内容や調整の結果によっては、連携が実現できない場合があります。
- (5) 当消防本部に費用負担が発生する事業は連携の対象にできません。ただし、政策的な判断から必要性が認められる事業、公民連携により活用が可能となる補助金等により消防本部の費用負担が相当に軽減可能な事業、既存事業の代替案として新たな工夫によりコスト削減や公共サービスの向上につながる事業などについては、予算措置を検討いたします。
- (6) 連携の成立・不成立にかかわらず、当消防本部はご提案にかかる経費（人件費、交通費、調整費、資料作成費など）や生じた損害などを負担いたしません。
- (7) 行政機関として公平性の観点から、複数の事業者から同種の事業のご提案を受け付ける場合があります。
- (8) 事業のご提案や連携の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じる場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令に基づき厳密かつ適正に取り扱っていただきます。

なお、ご提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、当消防本部に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

ご相談・ご提案の窓口

奈良県広域消防組合消防本部

総務部総務課広報公聴係

電話番号：0744-26-0119

電子メールアドレス：renkei@naraksk119.jp